

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こ得る」という認識をもち、教職員が日ごろからさ細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

ア いじめ防止のために、心の通い合う温かな人間関係を築き、健やかでたくましい子どもを育てる。

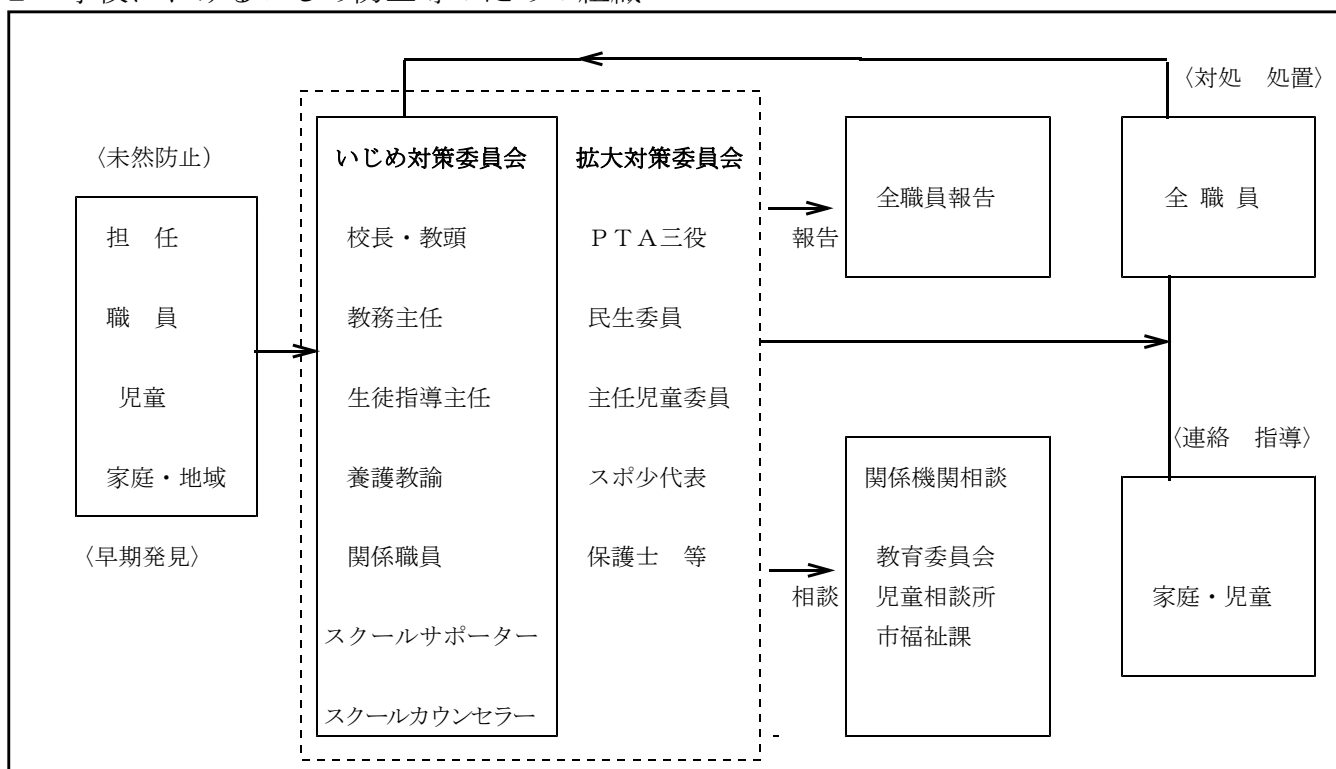
イ いじめは人権侵害であり、「絶対に許されない」ことを職員全員で共通理解すると共に児童にも理解させる。

ウ 児童一人一人を大切にし、いじめられている児童を、学校が徹底して守り通す姿勢を貫く。

エ いじめが解決したと見られる場合も、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

オ 保護者、地域との信頼関係を築き、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 学校におけるいじめ防止等のための組織



3 いじめ防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ア 「たからものカード」「名人証」等、「自尊感情の高揚」につながるような取組を積極的にを行い、教師は常に、「認め・誉め・励ます」態度で接し、自他を認め合う学級を作る。

イ 「人間的ふれあいを感じる場づくり」「共感的人間関係を作り出す場づくり」「自己決定をうながす場づくり」「地域に生きることを感じる場づくり」に取り組む。

ウ 学級活動の話し合いを通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

エ 学級、学校のルールをきちんと守らせるよう、規範意識を高める指導を継続的に行う。

7月と11月に行う学校生活アンケートの結果や児童との個別面談を通して、児童一人一人の状況を把握し、適切に対応する。

(2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業で、生命尊重や公正公平を主題として、いじめを題材に取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。

イ かけがわ道徳の実践により、まごころをもって事に当たる報徳の教えを通して豊かな心を育てる。

(3) 人間関係づくりの指導

ア 県教委作成「人間関係づくりプログラムの手引き」等を活用し、人間関係のトラブルやいじめへの対処法を指導する。

イ 「いじめ0強化週間」の取組

5、7、9、11、1、3月の10日を含む週を「いじめゼロ強化週間（10）」と位置付けて、その週の中でいじめ防止に結びつく取組を行う。

5月・・・あいさつ運動①

7月・・・家庭であいさつ運動①

9月・・・あいさつ運動②

11月・・・いいところ見つけ

1月・・・あいさつ運動③

3月・・・ありがとうレター

(4) 児童会による取組

ア たからもの集会（年2回）友達のよさを見つける。

なかよし班遊び（月1回）異学年との交流をする。

イ あいさつ運動（年3回）「誰にでも、いつでも、自分から」のあいさつを推進する。

(5) 生徒指導の機能を生かした授業

ア 「楽しくわかる授業」を行い、児童の学びを保障し、自尊感情を高める。

イ 子ども同士のかかわりの場を工夫し、自分の思いや考えを伝え合い、認め合う活動を大切にする。

(6) 保護者や地域への啓発

ア 「学校だより」等により、いじめ防止の対策を知らせたり、家庭への協力依頼をしたりして、家庭との連絡、相談態勢を常に維持する。

イ 学校いじめ防止基本方針を公開し、保護者や地域に対して積極的な協力を求める。

ウ 年1回、民生委員と情報交換をする「民生委員と語る会」を行う。

エ 児童や保護者にスクールカウンセラーの活用を呼びかける。

(7) 教職員の資質向上

ア いじめについての研修会や事例研究などを行う。

「心づくり研修」4, 6, 12, 2月実施

4 インターネット上のいじめへの対応について

情報機器の進歩により、新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払っていく。発信された情報の流通性、匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように情報モラル研修会等を行う。

5 いじめの早期発見、早期対応・解消に向けて

(1) いじめの早期発見

ア 児童の実態（事実や思い）の把握に努める。（QU アンケート、学校生活アンケート、面談等）

イ 児童の行動を注視する。（授業中、休み時間、昼休み等）

ウ 保護者との情報の共有をする。（学校、学年だより、参観・懇談会、連絡帳、電話連絡等）

エ 地域と日常的に連携する。（関係機関との情報交換、地域行事への参加等）

(2) 早期対応、解消

ア いじめにかかわる相談を受けたり、情報を得たりした場合には、速やかに事実の有無の確認を行う。

イ 「いじめ対策委員会」を開き、対応策を話し合う。また、直ちに全職員に状況を伝え協力を求める。いじめの内容やその対応については、正確な記録を残す。

ウ 被害者、加害者、周辺児童に話を聞き、詳しい事実確認を行う。学校全体で組織的に対応する。

エ いじめ被害児童が安心して学校生活を続けられるよう、いじめを絶対に許さない学校の姿勢や事後指導について、本人や保護者に説明する。加害者には、被害者のつらい気持ちに気付かせ、素直な気持ちで内省するように指導する。周囲の児童へは、いじめを学年、学校全体の問題としてとらえさせ、いじめをなくすための話し合い等をさせる。

オ いじめを許さない学校をつくるための手立てが十分に行われていたか、全教職員で振り返りを行う。不十分な点については、具体的な改善策を立て実行する。学校評議委員会やPTA役員会等でいじめの対応策を説明し、意見交換をし、共通理解を図り、協力体制を築く。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

ア 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめ。

イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席している場合。あ

るいは、一定期間連続して欠席している場合。

ウ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

(2) 重大事態への対処

ア 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 上記調査結果については、いじめを受けている児童、保護者に対して事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。